

# 地方公共団体における 番号制度の活用について

# 社会保障・税番号大綱(概要)

## 1. 番号制度導入の趣旨

### 課題

現在

- 複数の機関に存在する個人の情報の同一性の確認ができないため、
- 税務署に提出される法定調書の名寄せが困難
  - 社会保障制度・税額控除制度の導入が困難
  - 年金記録の管理等に不備
  - 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率 等

## 番号制度導入

### 効果

将来

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現 等

## 2. 番号制度で何ができるのか

### (1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 「総合合算制度(仮称)」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

### (2) 所得把握の精度の向上等の実現

### (3) 災害時における活用

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認

### (4) 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手

- 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に支払った費用(医療保険・介護保険等の費用、保育料等)の確認
- 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

### (5) 事務・手続の簡素化、負担軽減

- 所得証明書や住民票の添付省略
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

### (6) 医療・介護等のサービスの質向上等

- 継続的な健康情報・予防接種履歴の確認
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

## 3. 番号制度に必要な3つの仕組み

**付番** 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民-民-官で利用可能な、見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

**情報連携** 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付き、紐付けられた情報を活用する仕組み

**本人確認** 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

## 4. 安心できる番号制度の構築

- 国家管理(一元管理)への懸念
- 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報の漏えい等の危険性への懸念
- 不正利用による財産その他の被害発生への懸念

### 制度上の保護措置

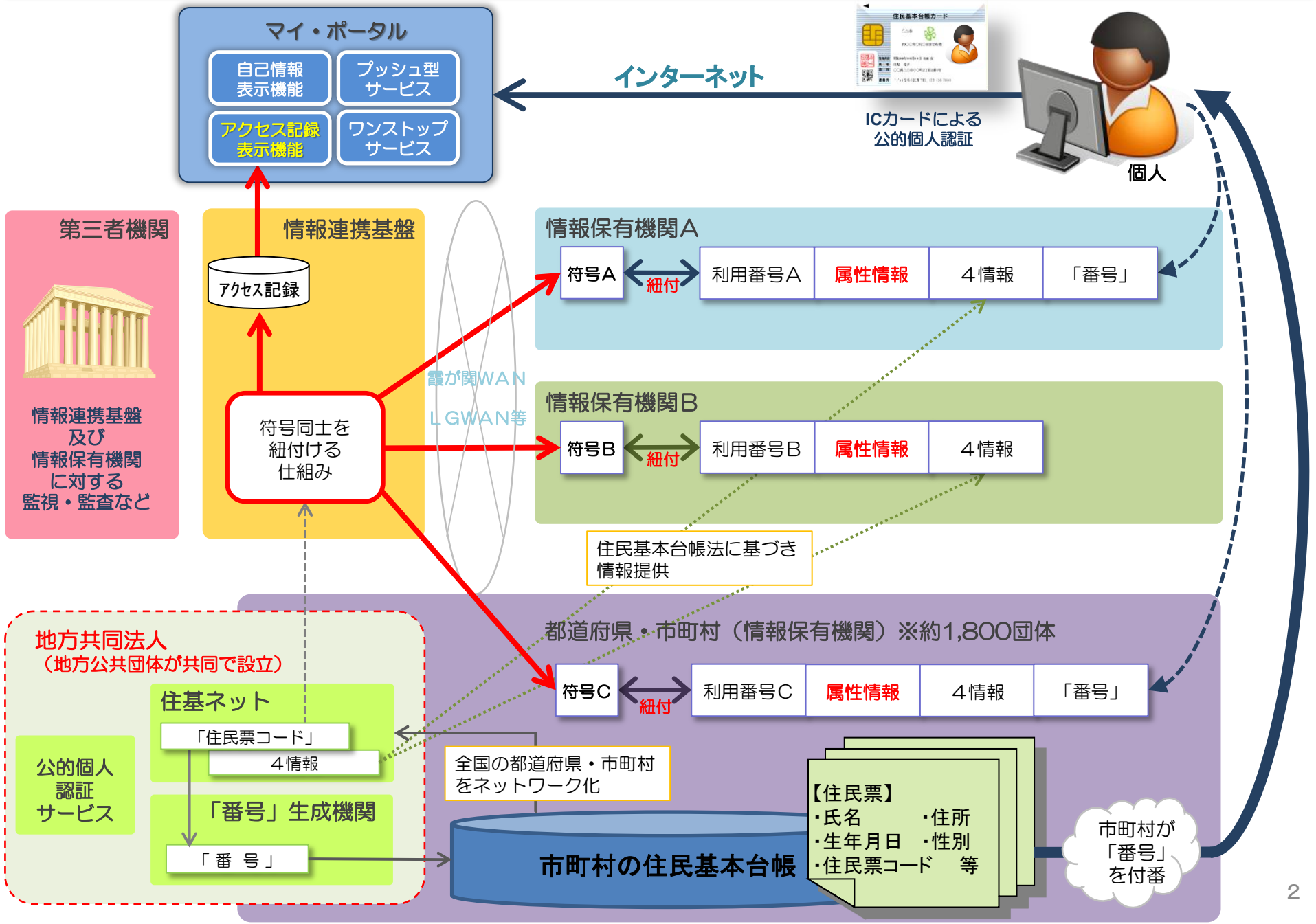
- 第三者機関の監視
- 法令上の規制等措置(目的外利用の制限、閲覧・複写の制限、告知要求の制限、守秘義務等)
- 罰則強化 等

### システム上の安全措施

- 「番号」に係る個人情報の分散管理
- 「番号」を用いない情報連携
- 個人情報及び通信の暗号化
- アクセス制御 等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決(最判H20.3.6)を踏まえた制度設計

# 番号制度における情報連携のイメージ



# 地方公共団体における番号制度の活用の視点

## 視点1 「番号」の利用を条例で定めることができる

【社会保障・税番号大綱(抄)】(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

### Ⅲ 「番号」を告知、利用する手続の範囲

国民が「番号」を告知、利用する手続については、当面、以下の各分野に掲げる範囲を念頭に置きつつ、さらに法案策定までに精査する。

(中略)

#### 7. その他

- ・ 社会保障及び地方税の分野における手続のうち、地方公共団体の条例に定めるものに係る利用

具体的には、地方公共団体が独自に条例に定めて行っている社会保障給付に係る手続や地方税に係る手続に関し、住民に「番号」の告知又は提出を求めることができるようにする。

## 視点2 「ICカード」の利用を条例で定めることができる(市町村)

【社会保障・税番号大綱(抄)】(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

### X マイ・ポータルへのログイン等に必要なICカード

#### 2. 交付等

(12)市町村長その他の市町村の執行機関は、ICカードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

## 視点3 「マイ・ポータル」で、プッシュ型の行政サービスを行うことができる

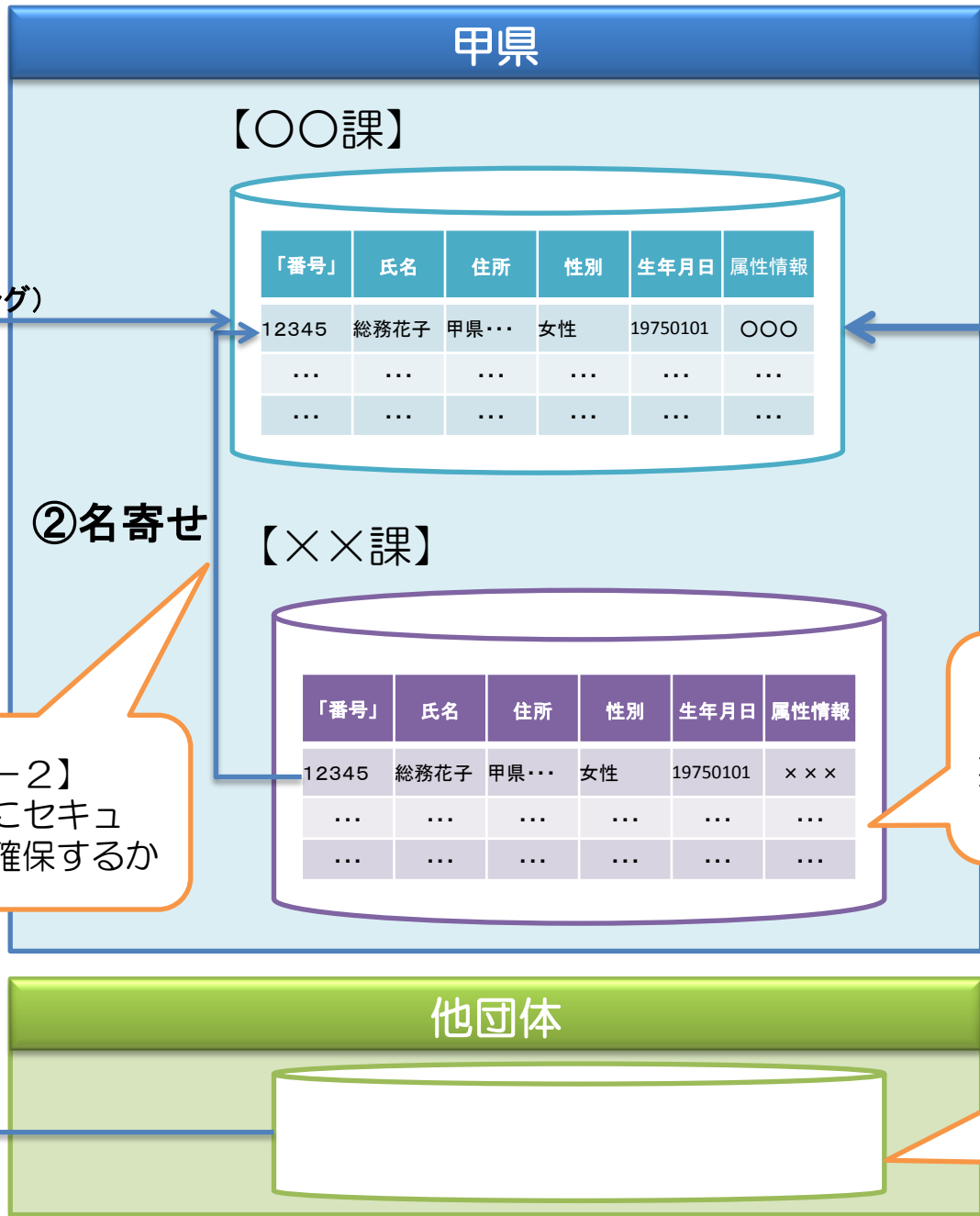
【社会保障・税番号大綱(抄)】(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

### Ⅸ 自己情報の管理に資するマイ・ポータル

#### 2. 機能

個人がマイ・ポータルを通じて、①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認を行うことができることとする。

# 視点1:「番号」の利用とセキュリティの確保



【視点1-2】  
どのようにセキュリティを確保するか

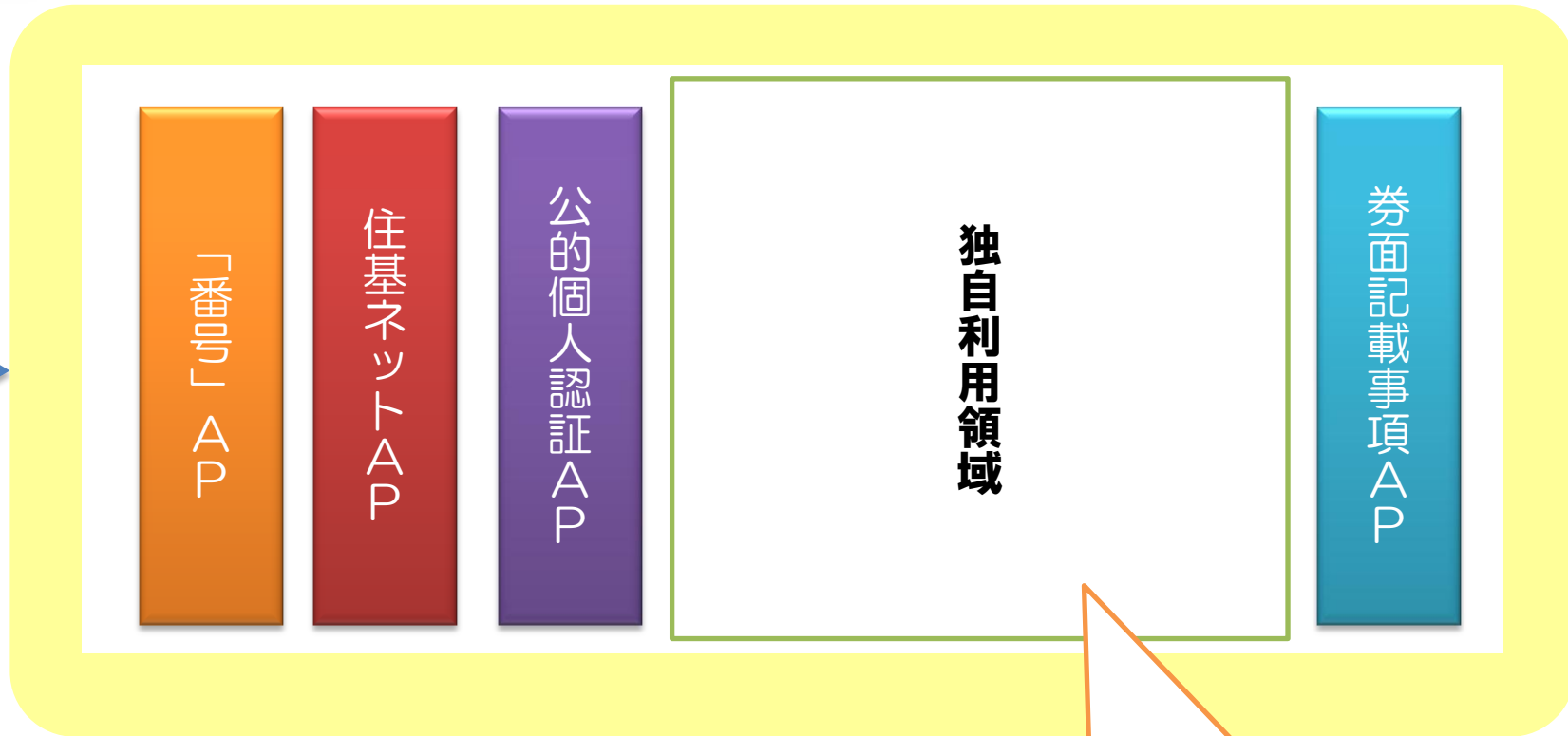
【視点1-1】  
自団体の他課に必要な属性情報がないか

【視点1-3】  
他団体に必要な属性情報がないか

# 視点2:「ICカード」の利用



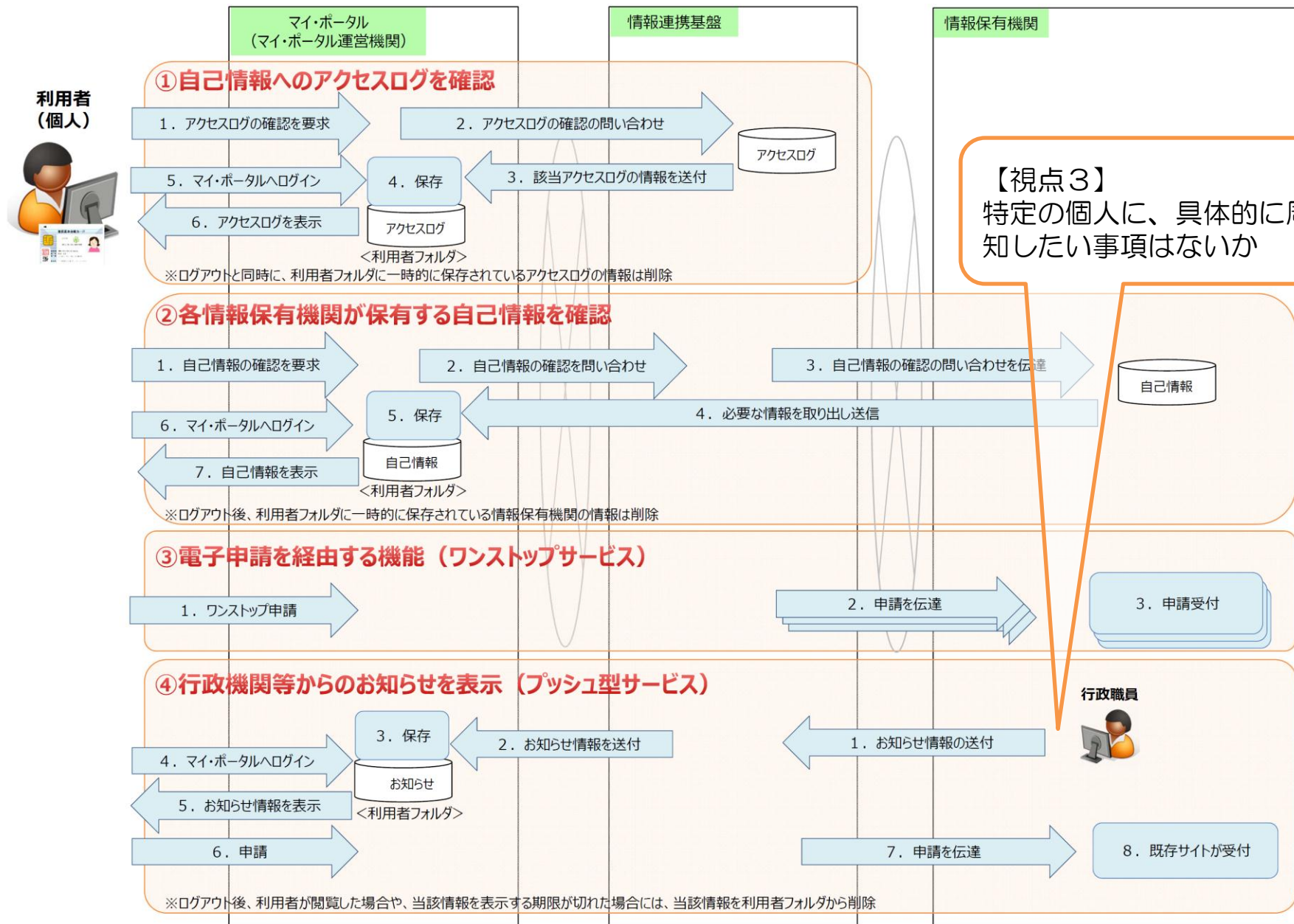
## 【ICチップ部分のイメージ】



【視点2】  
(方法1)  
他データベースへのアクセスキーを格納する  
(方法2)  
属性情報そのものを格納する

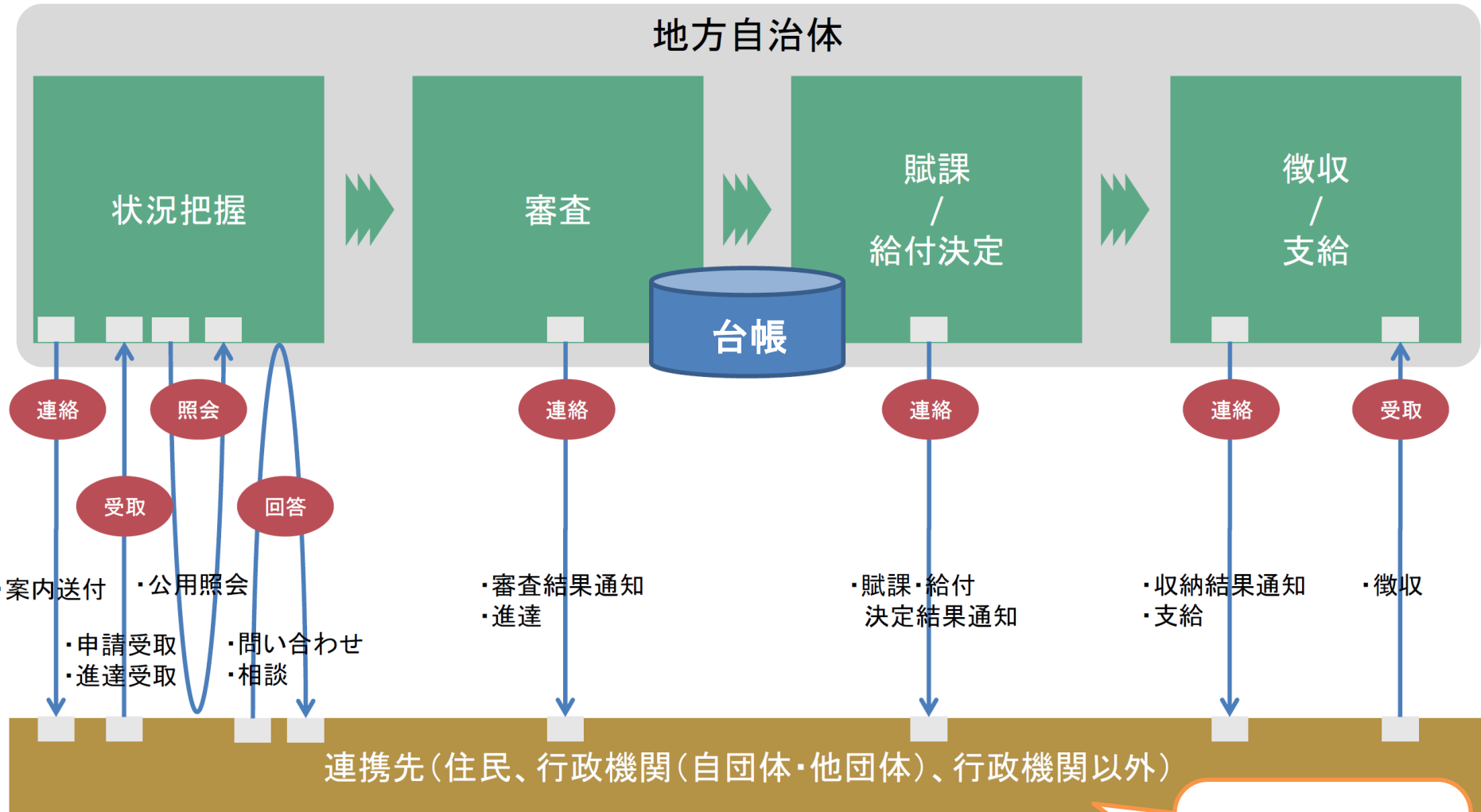
# 視点3:「マイポータル」の利用

## 【マイポータルのイメージ】



# 「番号」の利用と業務の見直し

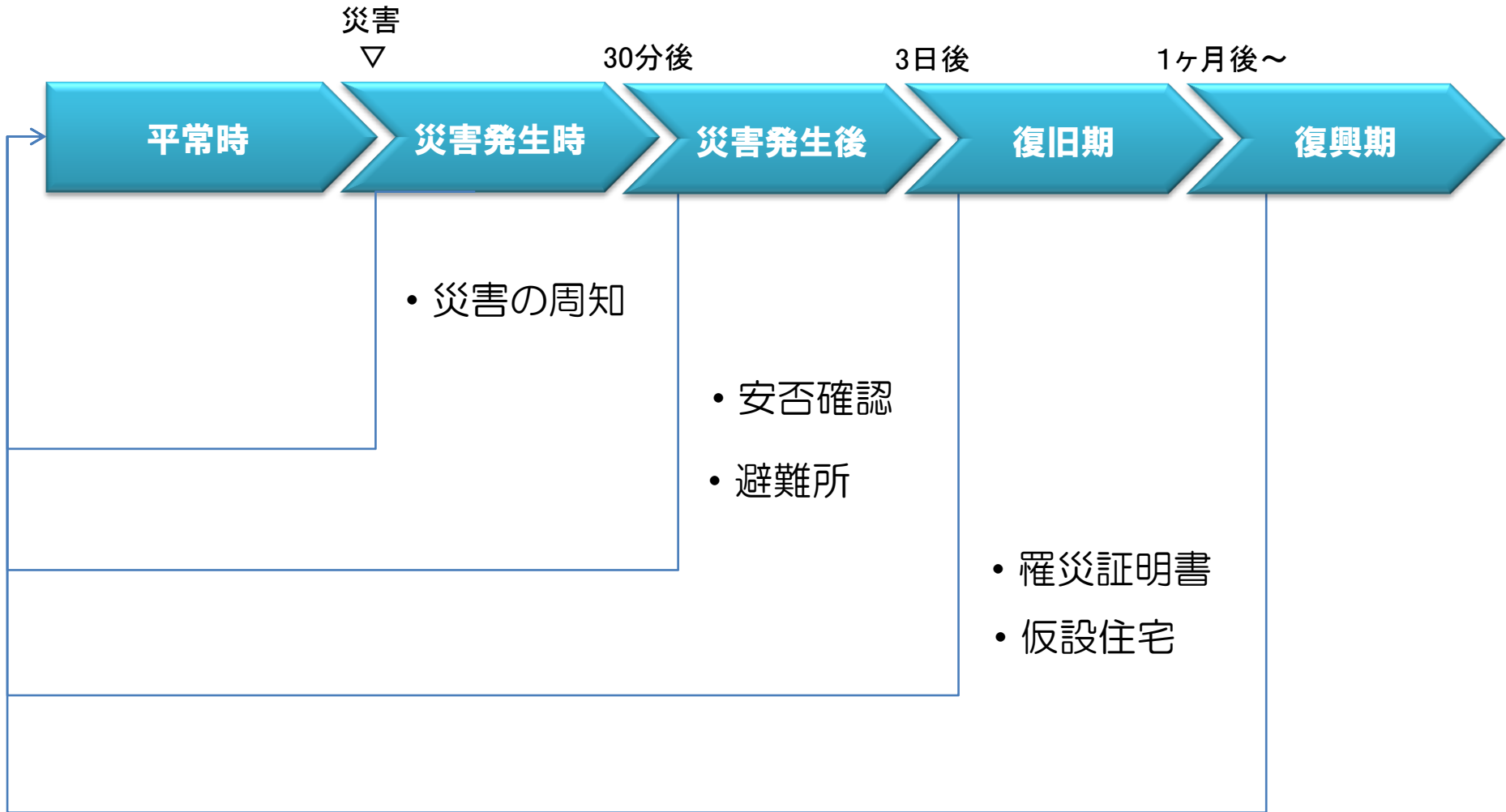
## 【地方自治体の業務と他団体との連携】



【視点4】  
業務の流れを見直  
してみよう



# 災害フェーズの分類



【視点5】  
地域防災計画を読み直してみよう